

保険始期日が2023年10月1日以降のお客様へ

自動車保険 改定のお知らせ

ソニー損保では自動車保険の改定を実施しております。このお知らせは、ソニー損保の自動車保険 (総合自動車保険TypeS)の改定概要を説明したものです。改定後の商品の内容は重要事項説明書等をご確認ください。

■商品の改定

事故時レンタカー費用特約の改定 保険始期日が2023年1月1日以降

改定前は車両保険のお支払い対象となる事故時にレンタカーを利用した際の費用のみの補償でした。改定後は レジャーシーズン時のレンタカー不足やケガで車の運転ができない場合など、レンタカーの利用が困難と当社が 判断したときに、レンタカーの代替として利用した交通手段(電車・バス・タクシー等)の費用も補償するよう改定 します。

傷害補償の改定 保険始期日が2023年1月1日以降

現在、当社においては契約車両以外のお車(以下、「他のお車」)の運転席に搭乗中の事故の補償として、他車運転 特約と人身傷害保険(車内+車外補償型)があります。発生した損害の種類によって適用される特約が下表のとお り異なるというわかりにくさを解消するために、他のお車の運転席に運転者として搭乗中の人身傷害を他車運転 特約の補償とするように改定します。

他のお車の運転席に運転者として搭乗中に発生した損害は、損害の種類にかかわらず一律で他車運転特約で補償します。

【他のお車の運転席に運転者として搭乗中に発生した損害別に補償する特約】

損害の種類	改定前		改定後		
賠償責任(被害者救済費用)					
車両損害	他車運転特約	7	他車運転特約		
無保険車傷害		7	他中建松付炒		
人身傷害	人身傷害保険(車内+車外補償型)(*)				

(*)他車運転特約の改定に伴い、補償範囲の調整の観点で人身傷害保険(車内+車外補償型)を改定します。これにより、他のお車の運転席に運転者として搭乗中の人身傷害は人身傷害保険(車内+車外補償型)の補償対象外となります。なお、他のお車に運転者以外の同乗者として搭乗中や歩行中の人身傷害については、引続き人身傷害保険(車内+車外補償型)で補償します。

ポイント

現在、他のお車に運転者として搭乗中の人身傷害を補償するために人身傷害保険(車内+車外補償型)をセットしている方は、改定後に人身傷害保険(車内のみ補償型)をご選択ください。 他のお車に運転者以外の同乗者として搭乗中や歩行中の自動車事故による人身傷害を補償するためには、引続き人身傷害保険(車内+車外補償型)をご選択ください。

他車運転特約の改定 保険始期日が2023年1月1日以降

人身傷害への「運転者の限定」と「運転者の年齢条件」の適用

他車運転特約には「運転者の限定」と「運転者の年齢条件」が適用されるため、この改定により他車運転特約で補償できるようになった他のお車の運転席に運転者として搭乗中の人身傷害についても「運転者の限定」と「運転者の年齢条件」が適用されます。

おりても特約に関する改定

おりても身の回り品特約の改定 保険始期日が2023年1月1日以降

無線操作型(いわゆるラジコン)と自律移動型という操作方法の違いによって補償可否が分かれていたドローンの取扱いを統一し、ドローンは一律で補償の対象外とします。

設定可能な保険金額の変更 保険始期日が2023年10月1日以降

設定可能な保険金額を下表のとおり改定します。

【過去に保険始期日が2023年10月1日以降のご契約の見積保存をされたお客様へ】

見積保存されたお見積りの保険金額が、下表の設定可能な保険金額(改定後)以外の場合は、保険金額を変更したお見積りをご案内しています。

補償項目	設定可能な保険金額				
間良久口	改定前				
対人賠償	5,000万円以上2億円以下 または「無制限」				
対物賠償	200万円以上9,900万円以下 または「無制限」				
人身傷害	3,000万円以上2億円以下 または「無制限」				
搭乗者傷害(死亡・後遺障害)	300万円以上	7			
車内身の回り品補償特約	10万円以上100万円以下 (おりても特約と同時付帯の場合は10万円)				
おりても傷害補償特約	5口以上10口以下				
おりても身の回品特約	10万円以上30万円以下				
		1			

設定可能な保険金額 					
以 足 俊					
「無制限」					
1,000万円、2,000万円、5,000万円 または「無制限」					
3,000万円以上1億円以下、2億円 または「無制限」					
500万円、1,000万円、2,000万円 または3,000万円					
10万円					
5□					
10万円					

■保険料の改定

保険料の見直し 保険始期日が2023年1月1日以降

2021年6月に損害保険料率算出機構により参考純率(*)が改定されたことや、当社の保険金の支払状況等にもとづき、全面的な保険料水準の見直しを行いました。

(*)参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である各損害保険会社の契約や事故データをもとに算出し、参考値として会員の各損害保険会社に提供している保険料率です。現在、多くの損害保険会社がこの参考純率をもとに自社の保険料を算出しています。なお、お客様それぞれのご契約条件によって、保険料が引下げとなるケースと引上げとなるケースがあります。

ノンフリート等級別料率制度の割引・割増率の改定 「保険始期日が2023年1月1日以降

-10%

-38%

+2%

ノンフリート等級別の割引・割増率を改定します。

改定前												(–	:割引 +	-:割増)
ノンフリート等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14
無事故	+64%	+28%	+12%	-2%	-13%	-19%	-30%	-40%	-43%	-45%	-47%	-48%	-49%	-50%
事故あり	10470	+2070	+12% -2% -13%	70 - 1370 -		-20%	-21%	-22%	-23%	-25%	-27%	-29%	-31%	
ノンフリート等級	15	16	17	18	19	20	6A	6B	6C	6E	7A	7B	7C	7E
無事故	-51%	-52%	-53%	-54%	-55%	-63%	+27%	+9%	0%	-7%	+4%		-37%	
事故あり	-33%	-36%	-38%	-40%	-42%	-44%	12770	1 9 70	070	7 70	'-	F 70	- 37 /6	
改定後 (-:割引 +:割増)														
ノンフリート等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14
無事故	±1000/	+108% +63% -	3% +38%	+7%	-2%	-13%	-27%	-38%	-44%	-46%	-48%	-50%	-51%	-52%
事故あり	. 10070	. 03 /0	. 50 /0	1770	2/0	2/0 13/0		-15%	-18%	-19%	-20%	-22%	-24%	-25%
ノンフリート等級	15	16	17	18	19	20	6A	6B	6C	6E	7A	7B	7C	7E

+27%

-63%

-51%

-50%

新車割引の改定 | 保険始期日が2023年1月1日以降

-32%

新車割引について、6A・6B・6C・6E等級以外の割引率を改定します。

-53% | -54% | -55% | -56% | -57%

-44%

-46%

割引率は保険料の全体には適用しません。車両保険と対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害保険・搭乗者傷害 特約(傷害一時金、死亡・後遺障害)に適用します。

改定前

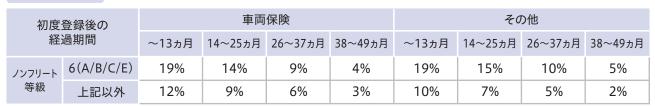
無事故

事故あり

-28%

初度登録後の			車両	保険		その他				
経	過期間	~13ヵ月	14~25ヵ月	26~37ヵ月	38~49ヵ月	~13ヵ月	14~25ヵ月	26~37ヵ月	38~49ヵ月	
ノンフリート 等級	6(A/B/C/E)	19%	14%	9%	4%	19%	15%	10%	5%	
	7(A/B/C/E)	17%	12%	7%	4%	13%	10%	6%	3%	
	上記以外	12%	9%	6%	3%	9%	7%	5%	2%	

改定後



※新車割引は、保険料の全体には適用しません。保険料のうちリスクに応じた部分に適用しており、その他の部分には適用しな いため、保険料全体に対する割引・割増率は、ご契約の条件等により、表の数値とは異なる場合があります。

無事故割引の拡大 保険始期日が2023年1月1日以降

無事故割引の割引額を2,000円から3,500円に拡大します。

※お支払回数によっては、記載の割引額ちょうどにならない場合があります。

[※]ノンフリート等級別割引・割増は、保険料の全体には適用しません。保険料のうちリスクに応じた部分に適用しており、その他の 部分には適用しないため、保険料全体に対する割引・割増率は、ご契約の条件等により、表の数値とは異なる場合があります。

■その他の改定

下表のとおり改定を実施します。

	項目	内容
1	人身傷害保険および搭乗者傷害特約の 被保険者範囲の改定 保険始期日が2023年1月1日以降	人身傷害保険の被保険者の範囲を拡大します。人身傷害保 険の被保険者の範囲に被保険自動車の保有者等を追加しま す。また、同様の改定を搭乗者傷害特約(傷害一時金)および 搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)でも実施します。
2	搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害) により支払う保険金の改定 保険始期日が2023年1月1日以降	搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)によりお支払いしていた 「重度後遺障害特別保険金」および「重度後遺障害介護費用 保険金」を廃止します。
3	法人契約の インターネット手続き拡大 保険始期日が2023年10月1日以降	ご契約者または記名被保険者が法人の場合、インターネットにて各種お手続きができませんでしたが、自動車保険の継続手続、自動車保険の新規見積り・申込み、マイページをご利用できるようになりました。
4	ご契約者IDが マイページIDに変更	IDの名称を変更し、ご自身のメールアドレスまたは任意の 文字列に変更できるようになりました。マイページからご変 更いただけます。